令和　　年　　月　　日

　　　　　　　知事 殿

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （測量計画機関名）

測量標の設置（通知）

　 　　 　令和　　年　　月　　日付け　　第　　　号で通知した公共測量の実施にと

もない別紙のとおり永久標識を設置したので、測量法（昭和24年法律第188号）

第21条第1項・第39条により通知します。